様式第３２号（第２４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（住所）

（氏名）　　　　　　　　様

（市の機関名）

保有個人情報利用停止決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号））第１０１条第１項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有  個人情報の名称等 |  |
| 利用停止請求の趣旨 |  |
| 利用停止決定をする  内容及び理由 | （利用停止の内容）  （利用停止の理由） |
| 個人情報の所管課 | 部　　　　　　課　（電話　　　　　　　　　　　　　） |

(教示)　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、【市の機関】に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、橿原市を被告として（訴訟において橿原市を代表する者は【市の機関】になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注）１　保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示してください。

　　　２　当日御都合が悪いときは、総合窓口までご連絡ください。

　　　３　写しの作成に要する費用が必要な場合は、備考欄に記入しています。

　　　４　お問合せ先：総合窓口（電話　　　　　　　　　）